

総務常任委員会が所管する付託議案について

《 議第 13 号 》

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

【質問】 3 歳に満たない子を扶養している職員は何人程度いるのか、その対象が小学校就学の始期に達するまでの子へ改正になった場合、どのぐらいの拡大になるのか、また、職員にとって有利な制度として利用されているのかについて伺う。

【答弁】 3 歳未満を扶養している職員の数 102 人、制度拡大後の人数として現在把握しているのは 186 人で 84 人の増加を見込んでいる。条例に基づく請求という形ではないが実態的には各所属で本人の申し出や個々の事情に応じて、時間外を行わせないような配慮はされているものと認識している。今回の条例改正で改めて周知を図っていきたいと思っており、さらに有効な制度として活用いただけるよう取り組んでいく。

他の付託議案についてのご紹介

《 議第 10 号 》草津市部設置条例の一部を改正する条例案

《 議第 12 号 》草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例および草津市税条例の一部を改正する条例案

《 議第 14 号 》草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

《 議第 15 号 》草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案

《 議第 16 号 》草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

《 議第 17 号 》草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

《 議第 18 号 》草津市税条例の一部を改正する条例案

文教厚生常任委員会が所管する付託議案について

《 議第 11 号 》

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

【質問】 草津市こども若者会議の委員の枠が2人増えるとのことだが、当事者である若者世代が1人であることについて伺う。

【答弁】 以前から一般公募として子育て世代を含め色々な世代の方に参画していただいている。若者世代からの1人に加え、一般公募委員を4人から5人に増やし、若い世代や子育て世代など、当事者の参画を得ようとしている。

【質問】 若者に参画してもらう取組について、年齢制限が18歳から25歳以下というのは若者の定義として記載されているのか。

【答弁】 特に定義はないが、一般公募委員の要件が18歳以上であること、また、より若い世代、中高生等の気持ちが分かる年代という趣旨で25歳以下に設定したいと考えている。

【質問】 こども若者会議について、審議される中身は幅広く、子育ての専門的な知識が必要である。18歳の審査員に専門的な知識が必要になるが、その点について伺う。

【答弁】 現在、20人の委員がいる。それぞれの委員がすべての分野に精通しているわけではない。有識者として大学の先生にも入っていただいているが、各委員が所管されている分野について意見を聞いている。若者については、若者の視点をもって、色々な議論を聞いていただき、意見を伺いたいと考えている。

他の付託議案についてのご紹介

《 議第 19 号 》草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

《 議第 20 号 》草津市手数料条例の一部を改正する条例案

《 議第 21 号 》草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

≪ 議第 22 号 ≫草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

≪ 議第 23 号 ≫草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例案